

○内共第 12 号第 5 種共同漁業権遊漁規則（津江漁業協同組合）の変更の内容

R7.8.18 変更認可

新	旧									
（漁具、漁法の制限） 第 3 条（略） 2.（略） 3. <u>船舶を使用して遊漁する場合は、遊漁する乗船者は全員第 7 条に定める遊漁料を納付するとともに、次に掲げる船舶使用料を納付することとする。使用する船舶には、貼付その他の組合が認める方法により船舶使用許可証を掲示するものとする。また船舶使用料の現場納付は行えないものとする。</u>	（漁具、漁法の制限） 第 3 条（略） 2.（略） 3. <u>第 1 項で遊漁する場合は、漁船、遊漁船、いかだ、モーターボート、ゴムボート、サーフボートは一切認めない。</u>									
<table><tr><th><u>種類</u></th><th><u>料金 1 隻</u></th><th><u>備考</u></th></tr><tr><td><u>動力船以外の 手漕ぎの船、 ボート、ボー ド、サップ等</u></td><td><u>年 3,000 円</u> <u>日 1,000 円</u></td><td><u>第 5 条に定め る禁止区域以 外に限る</u></td></tr><tr><td><u>エンジン・エ レキ等動力付 きボート(10 馬 力未満)</u></td><td><u>年 8,000 円</u> <u>日 2,000 円</u></td><td><u>第 5 条に定め る禁止区域以 外に限る</u></td></tr></table>	<u>種類</u>	<u>料金 1 隻</u>	<u>備考</u>	<u>動力船以外の 手漕ぎの船、 ボート、ボー ド、サップ等</u>	<u>年 3,000 円</u> <u>日 1,000 円</u>	<u>第 5 条に定め る禁止区域以 外に限る</u>	<u>エンジン・エ レキ等動力付 きボート(10 馬 力未満)</u>	<u>年 8,000 円</u> <u>日 2,000 円</u>	<u>第 5 条に定め る禁止区域以 外に限る</u>	
<u>種類</u>	<u>料金 1 隻</u>	<u>備考</u>								
<u>動力船以外の 手漕ぎの船、 ボート、ボー ド、サップ等</u>	<u>年 3,000 円</u> <u>日 1,000 円</u>	<u>第 5 条に定め る禁止区域以 外に限る</u>								
<u>エンジン・エ レキ等動力付 きボート(10 馬 力未満)</u>	<u>年 8,000 円</u> <u>日 2,000 円</u>	<u>第 5 条に定め る禁止区域以 外に限る</u>								

	地底博物館鯛生 金山管理事務所 日田市中津江 村合瀬 3750 0973-56-5316 末久商店 日田市中津江 村栃野 2655-1 0973-54-3026 道の駅せせらぎ 郷かみつえ 日田市上津江 町川原 3848-1 0973-54-3514 川村商店 日田市上津江 町川原 1375- 23 0973-55-2170	
様式（１）注意事項 １．～３．（略） ４．遊漁者は互いに適当な距離を保ち、他の者に迷惑をかけるな いこと。 <u>（削除）</u> <u>５．</u> 禁止区域（禁漁区）では周年遊漁をしてはならない。Ｃ＆Ｒ 区域に於いて採捕した水産動物はその場で放流しなければなら ない。（禁止区域、Ｃ＆Ｒ区域については漁場案内図を参照 してください。） <u>６．</u> 水産資源保護法及び<u>大分県漁業調整規則</u>を守ること。 と。 <u>７．</u> 遊漁者が規則に違反すると、遊漁を停止又は拒絶すること がある。この場合遊漁料の払戻しはしない。	様式（１）注意事項 １．～３．（略） ４．遊漁者は互いに適当な距離を保ち、他の者に迷惑をかけるな いこと。 <u>５． 遊漁者は舟を使つての遊漁をしてはならない。</u> <u>６．</u> 禁止区域（禁漁区）では周年遊漁をしてはならない。Ｃ＆Ｒ 区域に於いて採捕した水産動物はその場で放流しなければなら ない。（禁止区域、Ｃ＆Ｒ区域については漁場案内図を参照 してください。） <u>７．</u> 水産資源保護法及び<u>大分県内水面漁業調整規則</u>を守ること。 と。 <u>８．</u> 遊漁者が規則に違反すると、遊漁を停止又は拒絶すること がある。この場合遊漁料の払戻しはしない。	

8. 遊漁料及び承認期間、体長制限は魚種により異なります。
(漁場案内図を参照してください。)

9. 遊漁料及び承認期間、体長制限は魚種により異なります。
(漁場案内図を参照してください。)